

サークル自治会罰則規定

[第1条 総則]

加盟サークルが義務を怠った場合もしくは、または不祥事を起こした場合などの罰則については本規定の定めるところにより、自治会が罰則を与える。自治会は本規定を超えた罰則を加盟サークルに対して与える権限を有さない。

[第2条 罰則の種類と扱い]

- (1) 罰則は警告と処罰に分類される。
- (2) すでに2度警告を与えられている状態でさらに罰則を科せられる場合、処罰を科す。
- (3) 処罰は以下に列記されたものから執行部が適時適用する。
 - 1) 当年度の補助金配布額の30%を返金。
 - 2) 当年度の補助金配布額の60%を返金。
 - 3) 当年度の補助金配布額の100%を返金。
 - 4) 次年度クラブ室配分会議参加不可。
 - 5) 次年度体育館施設利用時間配分会議参加不可。
 - 6) 次年度補助金申請時に備品に対する補助金申請不可。
 - 7) 同好会への降格処分。
 - 8) 備品の弁償。
 - 9) 自治会除名処分。
- (4) 自治会年度内にすでに2度の処罰を科せられた状態でさらに罰則を科せられる場合、自治会除名処分とする。
- (5) 同時に複数の処罰を科せられた場合でも、1度分の処罰とみなす。また、警告と処罰を同時に与えられた場合、処罰のみを優先して与える。
- (6) 直接処罰を科せられた場合は、すでに2度分の警告が与えられたものとして扱う。
- (7) 警告を受けた回数は自治会年度を過ぎてても累積する。
- (8) 最後に罰則を科せられてから1年間罰則を科せられなかった場合、警告を受けた回数を0とする。
- (9) やむをえない事情がある場合、執行部の判断により罰則を科さない事がある。

[第3条 総会の欠席に関する罰則]

- (1) 加盟サークルが自治会総会を欠席した場合、該当サークルには警告が与えられる。
- (2) 自治会総会への30分以上の遅刻、または無断早退は欠席による罰則が科せられる。
- (3) 自治会総会の告示が実施6日前時点で行われていなかった場合、欠席による罰則は科せられない。

[第4条 業務に関する罰則]

- (1) 加盟サークルが業務規定に定められた書類を期日までに提出しなかった場合、該当サークルには警告が与えられる。ただし、以下に定める場合はこの限りでない。
 - 1) 提出期日の告知が期日の6日前時点で行われていなかった場合。この場合、期日までに提出が行われなかったことについての罰則は科せられない。ただし、二次期日に提出しなかった場合は、第2項に準じた罰則が科せられる。
 - 2) 該当サークルより提出が遅れると連絡があった場合。この場合、期日を一週間延長できる。ただし、延長した期日までに提出しなかった場合は、第2項に準じた罰則が科せられる。
- (2) 期日までに書類を提出しなかったサークルもしくは書類に不備を残したままのサークルが、期日の一週間後以降に定められた二次期日までに書類を提出しなかった場合、該当サークルには警告が与えられる。また、二次期日までに書類を提出しなかった場合、該当サークルは該当書類の提出意思無しとみなし、これ以降執行部は書類を受け取ってはならない。ただし、やむをえない事情がある場合この限りではない。
- (3) 提出期日の告知が長期休暇中に行われた場合は、第1項の2について、期日をさらに一週間延長できる。

[第5条 会計書類に関する罰則]

- (1) 補助金使用報告書を期日の一週間後以降に定められた二次期日を越えても提出しないサークルには、第2条3項の3における処罰が科せられる。
- (2) 事実と大幅に異なる虚偽の会計諸書類を提出したサークルには総会での審議の上、処罰が科せられる。

[第6条 返金に関する罰則]

- (1) 加盟サークルが会計規定に定められた返金を期日までに行わなかった場合、該当サークルには警告が与えられる。ただし、以下に定める場合はこの限りでない。
- 1) 提出期日の告知が期日の6日前時点で行われていなかった場合。この場合、期日までに提出が行われなかったことについての罰則は科せられない。ただし、期日の一週間後以降に定められた二次期日までに返金しなかった場合は、第2項に準じた罰則が科せられる。
 - 2) 該当サークルより提出が遅れると連絡があった場合。この場合、期日を一週間延長できる。ただし、延長した期日までに返金しなかった場合は、第2項に準じた罰則が科せられる。
- (2) 期日までに返金を行わなかったサークルが、期日の一週間後以降に定められた二次期日までに返金を行わなかった場合、該当サークルには第2条3項の9における処罰が科せられる。
- (3) 提出期日の告知が長期休暇中に行われた場合は、第1項の2について、期日をさらに一週間延長できる。

[第7条 虚偽の報告に関する罰則]

虚偽の書類や領収書を提出したサークルには総会での審議の上、処罰が科せられる。

[第8条 クラブ室運営に関する罰則]

- (1) クラブ室利用報告書を期日の一週間後以降に定められた二次期日を越えても提出しないサークルには、第2条3項の4における処罰が科せられる。
- (2) 加盟サークルが返却となったクラブ室を期日までに清掃しなかった場合、該当サークルには処罰が科せられる。また、会津大学クラブ室及びミーティング室利用使用規程附則第4項について「清掃を行わなかった」と判断される。期日は自治会執行部により清掃勧告が行われた時点より10日後である。ただし、該当サークルより清掃が遅れると連絡があった場合、期日を一週間延長できる。

[第9条 その他の罰則]

以上の規定に定められていない事由について、罰則を与える必要があると判断される場合、執行部は警告、もしくは処罰から与える罰則を選択し、自治会総会において発議する。

[第10条 超規約的措置]

返金、金銭的弁償、賠償、及びその他違法行為に対する処分について、該当サークルがこれに応じない場合、執行部はしかるべき機関に該当案件を報告し、これに対する処分を委ねる。また、返金や弁償、賠償事由については、執行部は可能な手段を用いて当該金銭を該当サークルより回収する。

[附則]

本規定は、平成21年自治会年度より施行される。